

改正学校法人会計基準への対応について

平成 25 年 4 月に改正学校法人会計基準（以下、「新基準」）が公表され、1 年が経過しました。その間、文部科学省からいわゆる「第 8 号通知」や「第 9 号通知」等が発出されるとともに、日本公認会計士協会から実務指針が公表されました。ここ数か月は新しい文書は公表されていませんが、現在、日本公認会計士協会において、これまでに公表されている実務指針等の見直し作業を実施しているところであり、今夏あたりから新しい文書が随時公表される予定です。これらの文書が公表されることにより、新基準の理解が一層進むと思われますので、なるべく早期の公表を期待したいところです。

文部科学省や日本公認会計士協会における最近の動向は上記のとおりですが、みなさまの中には、すでに実務対応を開始されている方もいらっしゃると思います。清稜監査法人でも、新基準導入支援業務を実施していますが、まずは各種規程の見直しからスタートされている法人様が多い印象です。

今回の改正は、計算書類の様式に関するものが多いことから、経理規程の改正が中心になりますが、他の規程にも学校法人会計基準の文言が使用されている場合には、これらも見直しを行う必要があります。また、新基準には、「固定資産の評価」や「有価証券の評価」についての改正も含まれていることから、これらについてのルールを決定した上で、明文化しておく必要があります。

また、今回の規程の見直しを機に、新基準に関する部分以外についてもあわせて見直しを実施されているケースもあります。会計監査の経験上、例えば、未収入金の督促や徴収不能額・徴収不能引当金の計上に関するルールが明文化されていないケースが意外と多いと思われます。今回は、規程を見直すよい機会です。これらについてもルールを設けて明文化することで、より実態に即した規程になるのではないのでしょうか。

清稜監査法人では、新基準導入全般に対する支援はもちろんのこと、規程の見直しのための支援も実施しております。新基準導入に際して、不明な点や不安な点がありましたら、ご遠慮なく清稜監査法人までお問い合わせください。

以 上